

:	進行中	:	2025/07/10
:	急いで	:	2025/07/11
:	小門 亜優美	:	60%
:		:	0.00
顧客ID:	ls12013696	システム:	RC-LS クラウド
医療機関名:	さかい整形外科	カルテ番号:	17420
完了通知日:		診療年月:	50706
医療機関コード:	2013696	業務区分:	確認

ソラスト様よりお問い合わせです。

ls12013696 さかい整形外科
R7.6月診療分 カルテ番号：17420

こちらの患者様について、
「右膝関節の病名が無いがどうして合格になったのか？」と、医療機関より問い合わせがございました。

確認したところ、「1024 膝」のチェックデータに「大腿」の文字列の登録があったため、大腿四頭筋で合格となっております。
こちら、「大腿四頭筋」は「膝」に含まれるのでしょうか？
合わせて、「脛」や「腓」も「膝」に含まれるのでしょうか？
部位「膝」に対して、かなり広範囲の病名（部位名）で合格になってしまうのではないかと懸念しております。
ご確認いただけますと幸いです。

該当レセプト画面キャプチャを添付します。

確認をお願いします。

#1 - 2025/07/10 12:06 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 小門 亜優美 ()

膝に隣接した部位は、合格となります。

#2 - 2025/07/10 14:12 - 小門 亜優美

- () 新規 解決 ()

- () 0 60 ()

回答ありがとうございます。

ソラスト様にお伝えします。

追加があるかもしれないので、チケットは少しの間残しておきます。

#3 - 2025/07/10 15:00 - 小門 亜優美

- () 解決 進行中() .
- () 小門 亜優美 磯崎 康浩 () .

磯崎さん

念のため確認です。

「膝に隣接した部位は、合格となります。」

については、

「膝に隣接した部位は、(レセプトチェック | LS+上)合格となります。」

「膝に隣接した部位は、(診療報酬請求上)合格となります。」

(例: コメントが右膝関節、病名が右大腿四頭筋でも合格)

どちらの意味合いとなりますか?

#4 - 2025/07/10 17:35 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 小門 亜優美() .

大腿四頭筋の下部は膝と隣接しています。

同じように脛骨、腓骨の上部は、膝と隣接しています。

なので、膝のレントゲンを撮影しますし、保険請求上も問題ありません。

ただし、大腿四頭筋の病名だけで大腿骨の撮影と膝の撮影をした場合、丸められるか、査定されます。

スクリーンショット 2025-07-10 114343.png

157.556 KB

2025/07/10

小門 亜優美